厳しい財政状況を踏まえ
掲げる施策を着実に

議案第11号国民健康保険税条例の一部改正

国民健康保険税の資産割がなくなります

今まで各市町村が運営していた国民健康保険が、国民健康保険制度改革により、平成30年度からは、県と市町村が一体となって運営することになります。田原市でも国民健康保険税が見直され、資産割がなくなり、均等割額と平等割額が変更されます。

子育て支援策の一つとして、小学校入学前のお子さんの均等割の一部が減免されます。

国民健康保険の手続きは、これまでどおり、田原市役所（保険年金課）・赤羽根市民センター・渥美支所で行えます。

■国民健康保険税　改正表

平成29年度	所得割	資産割	均等割	平等割
医療分	4.90%	29.00%	28,800円	31,200円
後期高齢者支援金分	1.60%	9.00%	8,400円	7,200円
介護納付金分(40～64歳)	1.30%	5.00%	7,800円	6,000円

↓

平成30年度	所得割	資産割	均等割	平等割
医療分	4.90%	－	25,200円	27,600円
後期高齢者支援金分	1.60%	－	8,400円	9,600円
介護納付金分(40～64歳)	1.30%	－	10,800円	7,200円

議案第6号介護保険条例等の廃止

介護保険の保険者が東三河広域連合へ統合されます

平成30年度から、介護保険の保険者が、東三河広域連合に統合されます。東三河8市町村が一丸となることで、安定的な財政基盤が確立されるため、充実したサービスを受けられるようになります。介護保険の手続きは、これまでどおり、田原市役所（高齢福祉課）・赤羽根市民センター・渥美支所で行えます。